

中世対馬の海民の日朝海域における漁業

関 周一

Fisheries of Tushima's Maritime People in the Japan-Korea Seas During the Middle Ages
SEKI Shuichi

はじめに

- ① 対馬島周辺海域における漁業
- ② 朝鮮慶尚道海域における対馬海民の漁業
- ③ 朝鮮全羅道海域における対馬海民の漁業
おわりに

【論文要旨】

本稿は、中世における、対馬島周辺の海域および朝鮮半島南岸海域（慶尚道・全羅道）で活動した対馬島の海民について分析を試みたものである。

まず対馬島周辺海域における漁業について検討した。

網漁では、大山氏のような在地領主による経営が行われ、それを前提として、島主宗氏が網人の名を把握していた。このように領主の主導で網漁が行われていたところに、対馬の特性が見られる。漁具では、他に釜が使用されていた。

早留浦では潜水（海女）による潜水漁法が行われていた。また曲海士は、対馬全島における網漁や「海鹿」（イルカ）漁を行っていた。網漁を行う集団と潜水の集団は、漁法を考慮すると、異質な存在であった。

次に慶尚道・全羅道海域における対馬の海民による漁業について検討した。

朝鮮王朝の領域内において操業を認めもらうことになるため、対馬島主宗氏や早田左衛門大郎らが、朝鮮王朝と頻繁に交渉した。慶尚道において漁場として確保できたのは、富山浦・乃而浦・塩浦という三浦の周辺である。全羅道においては、宗貞盛と朝鮮王朝との間で孤草島釣魚禁約（一四四一年）を結び、孤草島（巨文島）の内海を漁場として確保した。

これらの漁場において、海民は釣魚を行った。彼らは、対馬島内で網漁や潜水漁業に従事した海民とは、異質な人々であった可能性がある。

【キーワード】 対馬、網漁、潜水、釣魚、孤草島

はじめに

本稿は、中世において、対馬島周辺海域および朝鮮半島南岸海域（慶尚道・全羅道）で活動した―現代の国家領域に即していえば、日韓双方の海域において活動した―対馬島の海民について分析を試みる。

日本中世の海民については、網野善彦の一連の研究がある。網野は、膨大な史料を博搜して、海民の多彩な姿を明らかにしている。

網野善彦の著作集『海民の社会』は、網野が編者の一人を務めた『海と列島文化』シリーズ（小学館）に所収された論文を収めており、海域ごとの海民の個性に迫っている〔網野二〇〇七〕。本稿との関連でいえば、同書所収の「古代・中世の海民」のなかで「日本列島と朝鮮半島を結ぶ海民」という節を設けている〔網野二〇〇七、二五一―二五八頁〕。岸俊男の研究に依拠した古代の紀氏と海部との関係〔岸一九六六〕や、中世に成立した『豫章記』（河野氏の家譜）の記述から朝鮮半島と瀬戸内海との関係について述べている。そして田中健夫・高橋公明の倭寇の実態に関する研究〔田中一九九七、高橋一九八七〕、特に九州島の役割について着目している。高橋が、慶尚道―対馬―北九州とは別に、全羅道―九州島―北九州という交流ルートを想定したことを踏まえ、古代における「耽羅鯨」を取り上げ、耽羅（済州島）の海民について考察している。しかし中世の対馬や、対馬の海民については、ほとんど言及していない。

対馬の漁業史について基本となる研究は、宮本常一の『対馬漁業史』である〔宮本一九八三〕である。同書において宮本は、「中世における対馬の社会と経済」（第一章）から始め、「近世における対馬の漁業」（第二章）において他国者の漁業および地元民の漁業について叙述している。そして「近代化の過程」（第三章）を論じた上で、「漁村の現状」（第四章）において五つの集落について丹念に述べている。

中世対馬の海民や漁業については、宮本の研究を基に、佐伯弘次が対馬島内の中世史料を博搜して、その特色を整理している〔佐伯一九九八〕。ただし佐伯は、朝鮮半島南岸海域における活動については十分には論じていない。製塩については、佐伯が言及している他、荒木和憲が中世対馬の塩業と流通をテーマとして、塩屋の組織、年貢・公事の負担にみる塩屋経営や、流通拠点としての塩屋などについて論じている〔荒木二〇一一〕。

朝鮮半島南岸海域における対馬島の海民の活動については、長節子の一連の研究に詳しい〔長一九八七・二〇〇二〕。本論で後述するように、『朝鮮王朝実録』などの朝鮮史料を駆使して、孤草島釣魚禁約や海民などについて考察している。ただし対馬島内における漁業についての記述は乏しい。

本稿は、こうした研究状況を踏まえて、対馬島周辺海域（一章）および朝鮮半島南岸海域（二章は慶尚道、三章は全羅道）の双方について、対馬島の海民の漁法や漁獲物、漁場の確保（二・三章）などを具体例を挙げながら論じていきたい。前者の海域については宮本・佐伯、後者の海域については長の研究に、多くを依拠することになるが、対馬の海民の漁業を明らかにするためには、本稿の作業は意義があるものと考えられる。中世については、その史料の制約から、漁業の内実を具体的に示すことは難しい。そこで対馬島については、現代（敗戦後）の漁法と漁獲物について紹介した上で、中世まで遡る漁法について中世史料によって論じていく。朝鮮半島南岸海域については、『朝鮮王朝実録』を主要な史料として論じていくが、同書には漁獲物は明記されていないため、朝鮮王朝が編纂した地誌などによって補充したい。

ところで中世日本の漁業史に関しては、近年は環境史や生業史の分野からの研究、特に琵琶湖を舞台にした研究が急速に進展している。

滋賀県立琵琶湖博物館に勤務する橋本道範は、自然環境と人間との関

係を軸とした村落論を展開し、エリ漁業権や、「水辺」の環境と生業、琵琶湖のフナ属の首都京都における消費などについて論じている〔橋本二〇一五〕。佐野静代は、琵琶湖の自然環境に着目して中世堅田の漁撈活動を考察し、陸域と水域との推移帯（エコトーン）としての沿岸域のみならず、沖合の深水域を小糸網と延縄漁の技術によって中世前期以来独占的漁場としていたことを明らかにした〔佐野二〇一七〕。

春田直紀は、全体史の方法としての生業論を提起し、資源所有論、生業保障論、生業村落論、資源の社会循環論を展開する〔春田二〇一八〕。春田は若狭湾沿岸の海村を主たる分析対象としているが、水界の環境に応じた網漁の分化（魚の進路を遮断する網漁法、魚群を囲い込む網漁法）や水界における所有権の発生と資源管理、網場漁業の成立や、中世海村の生業層などを論じている。

白水智は、中世以降、山野河海の資源をめぐる競合関係が激しくなってきたととし、漁業権の変化について論じている〔白水一九九二・二〇〇一・二〇一八〕。鎌倉時代の若狭国や肥前国の沿海部に残された史料からは、漁場や漁法をめぐる取り決めがさまざまなから次第に具体的・詳細なものへと変化しており、そこに漁業をめぐる知識・技術の高度化が如実に表れているという〔白水二〇一八、二五九～二六〇頁〕。

本稿の対象とする対馬島周辺や朝鮮半島南岸の海域においても、こうした近年の諸研究との接点を論じるべきであるが、琵琶湖や若狭湾沿岸は相論をめぐる史料が豊富にあるのに対して、対馬においてはそれらは皆無であり、残念ながら同次元で論じることはできない。本稿においては、これらの地域を念頭におきつつ、対馬周辺や朝鮮半島南岸の海域における特徴を明らかにしていきたいと思う。

① 対馬島周辺海域における漁業

本章では、対馬島の海民が、対馬島内において、どのような漁業を行っていたのかについてみていきたい。まず現代（敗戦後）の漁法と漁獲物を概観した後、中世史料に即して検討していきたい。

（一）現代の漁法

（ア）宮本常一の調査（一九五〇年代）

前述したように、対馬の漁業については、宮本常一が大きな成果を挙げている。宮本は、一九五〇年七月から八月にかけて三八日、一九五一年七月から八月にかけて三四日、合計七十二日、対馬に滞在して調査にあたった。その間に四一の集落を訪ねて、聞き取りや古文書の筆写などの調査を行っている〔宮本一九八三、三七七～三八〇頁〕

宮本の著書の第四章「漁村の現状」は、集落としては、曲浦、浅藻（豆殿村に属す）、伊奈、木坂および久原・鹿見を取り上げている〔宮本一九八三〕。それぞれの集落の漁法や漁獲物について概観しておこう。

曲浦については、男の漁業は多種多様な漁業が行われてきたとし、イワシ地曳およびイワシ船曳網、ブリ建網、釣漁としてノベナワ（ブリをとるブリナワ、タイをとるタイナワ）などを紹介している。また、アワビやサザエをとっていた海女についても詳しく紹介している。

伊奈の本戸の参加する漁業は、採藻と網漁業である。前者は、アマノリ・ワカメ・ヒジキ・フノリ・アラメ・カジメ・ツノマタ・肥料藻を採取する。後者の捕獲対象はイルカであり、伊奈湾に追い込んだイルカに対して建切網を使用した。伊奈の茂江には鯨納屋がおかれ、他国または曲の者が捕鯨に従事した。また一本釣（イカツリ）とノベナワ（主にタイをとる）という釣魚も行われていた。

木坂は、アオサ・ヒジキ・カジメ・ワカメ・テングサ・肥料藻の採藻が行われ、アワビ・サザエ・トコブシ・ウニの貝類を採取している。網は、イワシ地引網、カジキリ（スズメダイ）を捕るためのヨツバリ網、

もとヒラスを捕る網であったオリコ網、タカソウという魚などを捕るクロイオサシアミ（刺網）（クロイオ建網ともいう）、イサキを捕るイサキサシアミ（タタキアミともいう）、イワシが多く入るハリキリアミを使用していた。宮本は、木坂は古い漁業の形態をそのまま残している地と評し、また入合せぎや共同合せぎがないことから、百姓漁のもっとも単純な形であったとみている（宮本一九八三、三五三・三六五頁）。

また対馬島外から進出してきた漁民の系譜を引く集落もある。宮本によれば、文化年間以後、現在の山口県大島の釣漁師たちが対馬へ進出したという。浅藻—小浅藻には、山口県大島郡久賀町の漁民たちが定着した。彼らは一本釣で知られ、鯛釣を主としていた。中浅藻では、山口県大島郡白木村（現周防大島町）に属した沖家室島おきかむろしまの漁民らがブリ釣を行った。調査時点の小浅藻・中浅藻においても一本釣が約八〇パーセントを占め、延縄一〇パーセント、網漁が一〇パーセントだという。

久原と鹿見は、寄留者の多いのが特徴である。久原の本戸は採藻を中心にし、ワカメ・テングサ・フノリ・ヒジキを採取した。寄留者は、一本釣やノベナワ漁を行っている。鹿見の本戸は採藻や網漁が行われているが、寄留者が多く入り込んでいるため古い漁業が著しくくずれているという（宮本一九八三、三七二頁）。寄留者の大半は漁業に従事し、ナガシ網を主に使用している。

このように一口に対馬といっても、各集落において多様な漁業が展開し、漁法が工夫されていることがわかる。多くの集落は採藻と網漁を主としているが、寄留者やその系譜をひく集落は一本釣を行っている。

（イ）田畑久夫の調査（一九八〇年代）

宮本の調査の後、歴史地理学の研究者である田畑久夫が、対馬における伝統漁業の変貌について論じている。田畑が厳原町漁業協同組合資料から作成した、「一九八四年度における「厳原町漁業種類別漁獲表」によ

表1 厳原町漁業種類別漁獲表 (1984年度)

漁法	魚種
刺網	雑魚
磯刺網	キビナゴ
すくい網	トビウオ
刺網	キビナゴ
地曳網	ヤズ, ヒラス, イカ
小型定置網	シイラ, ヒラゴ
しいら漬漁業	ブリ, ヒラス, タイ
鯛付漁業	剣先イカ, スルメイカ, ブリヒラス, タイ, 雑魚
一本釣	ヨコワ, カツオ
曳縄	アワビ, サザエ, ウニ, ガゼ, 殻付ウニ, ヒジキ, 天草, 板ウニ
採貝藻漁業	

(注) [田畑 1987, 190 頁, 第2表]より抜粋。

れば、漁法と魚種は、表1のように対応する（田畑一九八七、一九〇頁）。田畑によれば、右の漁法は①網漁（刺網・地曳網・曳網など）、②釣魚（一本釣・鯛付漁業など）、③潜水漁法（採貝藻漁業）に分類される。全漁獲高三二億四七六九万二千円のうち、一本釣は五割近く（二五億二二一〇万四千円、四六・六パーセント）を占め、厳原町の水産業の中心を占めている。また漁獲量自体は多くはないものの、潜水漁業の比率が高い。アワビ・サ

ザエが高値で売買されることによるものと思われる。田畑は、一本釣は、「漁船や釣針・釣糸などの漁具が、明治時代以降の西洋からの技術導入によって改良が進められ、その結果漁獲量が急増するようになった」のに対し、潜水漁業は「古代からの伝統的漁法を、現在まで保持し、操業を実施してきた」と評している（田畑一九八七、一九〇頁）。また田畑は、曲集落の調査を行っている。調査時点の戸数は一五二戸で、そのほとんどの家が潜水漁業すなわち「アマ」漁業に従事している。実際に潜水をするのは女性に限られ、ウェットスーツなどは着用せず、「裸モグリ」に

よる操業を続けている。田畑が厳原町漁業協同組合曲支所で聞き取ったところによれば、ウエットスーツ・足ひれ・酸素ボンベなどを着用すると、深いところまでの潜水が可能で、一度に多くの漁獲が期待できるが、アワビ・サザエなどの乱獲が進んでしまい、資源が枯渇してしまう恐れがあるため、禁止しているのだという〔田畑一九八七、一九一―一九三頁〕。資源を保護するため、漁法が規制されていることがわかる。

曲では、イカ・ブリなどの一本釣、トビウオ・キビナゴの刺網も主要な収入源になっており、これらの漁業は男性が従事している。曲の典型的な漁家は、妻が「アマ」漁業、夫が刺網あるいは一本釣という漁獲パターンをとっている〔田畑一九八七、一九三頁〕。

以上、現代の対馬の漁法と漁獲物について、先行研究を基に述べてきた。尚、『新対馬島誌』には、佐野の罎網や捕鯨などについて詳しく述べられている〔新対馬島誌編集委員会一九六四〕。

(二) 中世の漁業

(ア) 網漁と網人

(一) でみたように、現代の対馬においては、集落ごとに多様な漁法を採用しており、相対的にみると網漁や潜水漁法の占める比重は小さい。だが対馬に残された中世文書には、網漁と海士・海女に関する記述が散見されるため、これらの漁法が中世にまで遡るのは確実である。この点を文書に即して、具体的に述べていこう。

まず^{おやま}大山小田文書を取り上げたい。大山小田文書は、対馬の与良郷大山村(対馬市美津島町大山)の給人小田家に伝来した文書であり、現在、長崎県立対馬歴史民俗資料館が所蔵している。同文書は、佐伯弘次・有川宜博によって、編年のかたちで四八通が紹介されている〔佐伯・有川二〇〇二(以下の文書番号は、同紹介による)〕。

大山村は、浅茅湾の東側に面する集落である。海の領主(在地領主)

として知られている大山氏は、大山伴田氏とも称し、戦国時代には小田氏を称するようになる。

別稿において、領主による課役という視点から同文書を検討した〔関二〇一二〕。本稿では、漁法について改めて考察していきたい。

同文書によれば、鎌倉時代末期、対馬守護・地頭である少弐氏は、大山氏に対して、年貢(塩)・網の用途(銭)・公事の三つを賦課していた。このことは、大山氏が掌握していた百姓が、製塩・漁業・交易を生業としている海民であったことを示している〔関二〇一二、八二―八六頁〕。

次に掲げる□房・祐円連署書状(「大山小田文書」二二号)は、「網の用途」という網漁への賦課を示したものである。

(年々)、(網)の^(用途)あみの^(用途)ようとうハ式拾貫文そのさた候へとも、いまハあ
(帖)ミ一てうのほかハさたなきあひた、拾貫のほかハなんちたるへきよ
(嘆)し、なげき申る、うへハ、いま一てうふんのようとうの事、あみを
(曳)ひかさるうへハ、御めんあるへきよし候也、一てうふんハけたい
(無)なくさたしんせらるへきよし候、(存知)そんちせらるへく候、恐々謹言、
(二三三七)嘉暦二

正月十日

祐円(花押)

□房(花押)

大山伴田次郎殿

大山伴田次郎は、年々の網の用途として毎年二〇貫文(網二帖分)を少弐氏に納入していた。しかし現在は網一帖分は曳いていない(操業して

いない)ので、一帖分の十貫文は納入できないと訴えた。その主張が認められ、網一帖分の用途が免除された。この網は、大山氏が所有していたものと思われ、在地領主大山氏が網漁を経営していたのではなからうか。網人は、大山氏の所有する網を使用したことになる。網人の漁獲物は、銭に換えられた。少弐氏は、その網一帖につき十貫文の税を賦課していた。佐伯弘次は、当時の対馬の網漁は、一帖につき年間十貫文以上に相当する漁獲があったと推定している〔佐伯一九九八、一二二～一二三頁〕。

南北朝後期になると、網人の人数や名を、対馬島主宗氏が掌握しようとした宗経茂書状(七号)がある。

いま五たうのへんさいし并ニあミ人ら

一人 さう五郎

一人 又五郎

一人 四郎

一人 けん二郎

一人 ミヤハう

一人 ふくらたゆふ

一人 へい三郎

一人 むまの太郎

一人 すけ二郎

一人 三郎太郎等を

あつけまいらせ候、恐々謹言、

貞治五
(二二六六)

十月十一日

大山くさいさへもん尉殿
(宮内左衛門)

(宗経茂)
宗慶(花押)

佐伯弘次によれば、右の文書は、大山小田氏の漁業経営における人的基盤を明らかにしたものである。大山氏は、漁業組織の長である弁済使と、実際に網漁に従事する網人の計十名を、対馬島主の宗慶(宗経茂)から預けられていた。大山氏の漁業経営は、網を所有し、弁済使・網人という専門的海民をかかえてのものであった〔佐伯一九九八、一二二～一二三頁〕。このような経営は、鎌倉時代末期から継続していたものである。おそらく実態としては、すでに大山氏が彼ら十人を抱えており、宗慶がそれを承認した上で、形式的に大山氏に預ける形をとったのである。宗慶は、大山氏を通じて、課役の賦課対象である海民「百姓の名」人数まで掌握しようとしたのである。

大山小田文書をみる限り、対馬の網漁は、大山氏のような在地領主が経営主体となり、専門的の海民である網人を抱えていた。この点は、海村の百姓に、網場(漁場)の領有権があった(ないしは領有権を主張できた)若狭湾沿岸〔春田二〇一八〕とは異なっている。

(イ) 筥の使用

筥(うえ、うけ)は、川の流れなどに仕掛けて魚を捕る道具で、竹や樹皮を編んで筒状にし、その一方を緊縛し、他方に口を設け、水中に置いたり沈めたりして魚の進入を待つ〔春田二〇一八、三七頁。筥漁の技術史については、日本学士院日本科学史刊行会一九五九〕。対馬の海民が筥を使用している様子を、応永二七年(一四二〇)に来日した朝鮮王朝の使節宋希璟が観察している〔関二〇一三、五七頁〕。前年、朝鮮軍が対馬を襲撃した応永の外寇(己亥東征)が起こったため、希璟は、対馬や室町幕府との関係修復のために派遣された。

釜山を出発して対馬に到着した希璟一行は、同年二月一七日、西泊（対馬市上対馬町西泊）に入った。希璟は、西泊に留泊して風を待っている時に詠んだ八首を、彼の詩文集である『老松堂日本行録』に載せている。八首の後半五首は、「舟中雜詠五首」として、船上で詠んだ漢詩である（岩波文庫版、三六節）。

漁魚

子揺短棹逐波頭 父執踈筌急放収 中有炊爰兼子抱 捕魚行賊一扁舟

（子は短棹を揺りて波頭を逐い 父は踈筌を執りて放収を急ぐ 中には炊爰の兼子を抱くあり 魚を捕らえ賊を行う一扁舟）

右の詩は、対馬の海民の家族を詠んだものだが、それを「魚を捕らえ賊を行う一扁舟」と表現していることから、対馬の海民に海賊（倭寇）という先入観を、希璟が持っていたことがわかる。そして父親が、踈筌を使っていることが見える。

また希璟は、倭寇による被虜中国人である「唐人」を題した詩を詠んでいる。

希璟の船を見て、一人の倭人（老人）が近づいてきた。その倭人は、小舟に乗って魚を捕えて生活しており、希璟一行に魚を売ろうとした。希璟が舟の中を見ると、一人の僧侶がおり、跪いて食糧を乞うた。希璟は、食糧を与え、僧侶の境遇について尋ねた。僧侶は、「自分は中国江南台州の小旗であるが、二年前（一四一八年）に虜えられ、ここに来て、髪を削られて奴となった。辛苦に耐えないので、自分を連れていってくれ」と答え、涙を流した。倭人は、「米を自分にくれるなら、この僧を売ろう」と話をもちかける。希璟は、僧に対し、この島での居住地の地名を尋ねると、僧は「自分は転売され、この倭人に随って二年になるが、

このように海に浮かんで暮らしているので、地名を知らないのだ」と、答えた。こうしたやりとりを踏まえて、希璟は、次のような詩を詠んだ。

被虜唐僧跪舟底 哀々乞食訴艱辛 執筌老賊回頭語 給米吾当売此人

（被虜の唐僧舟底に跪き 哀々と食を乞い艱辛を訴う 筌を執る老賊は頭を回らして語る 米を給われば吾れまさに此の人を売るべしと）

被虜唐僧の哀感を誘う境遇と、倭人の「老賊」とが、生々しく対照的に描かれている。

この被虜中国人は、漁をする海民である倭人の「老賊」に囚われ、漁を手助けしていたとみられる。そして「奴」になる際、髪を削られ、僧体になっている。また彼を使役する「老賊」は、船上で生活し、筌を使っている。そして米との交換で、唐僧を売ろうとしていた（関二〇〇二、二五～二七頁・二〇一三、五七～五九頁）。

(ウ) 中世のかつきめ(海女)

対馬の中世文書から「かつきめ」(潜女)、すなわち海女の存在が、確認できる。

国立歴史民俗博物館所蔵の対馬番家(小宮家)文書をみておこう。同文書は、対馬府中(厳原)藩の藩士であった番家に伝来した文書であり、岩城卓二・小島道裕によって紹介されている(岩城・小島一九九二)。

同文書には、「かつきめ」の記載がある、二通の「はいとまり浦公事足百姓注文」(A4・5)が残されている。まずA4を引用する。

〔端裏書〕

「

〔主計〕
かすへ二□

〔以後〕
〔書〕〔置〕
いこのためにかきおき申□

〔早留〕
はいとまりのうらの

〔公事足〕
くしあしの百しやうのふん

〔衛門〕
一 ゑもん三郎かめうととも二百しやう、

〔左近〕
一 さこんの九郎かめうととも二□〔百〕

志やうにて候、

一 二郎五郎かめうととも二百し□〔やう〕

〔伊奈〕
一 ひご五郎わいな百しやうにて、

〔房〕
〔潜女〕
女はうわかつきめの百しやう□

一 平三郎かめうととも二百しや□〔う〕

一 ほちいわいな百しやうにて□、女は□〔う〕

わかつきめの百しやうにて□

一 二郎太郎かめうととも二百しや□〔う〕

〔ま丸〕
一 □三郎かめうととも二百しや□〔う〕

一 二郎三郎かめうととも二百しやう□

一 ひご三郎かめうととも二百しや□〔う〕

かの人敷ち〔逆〕
かい申候ハ、此□

□中もんおさきとし□

てあるへし、

〔一四〇四〕
応永十一□

次にA-5を掲げる。

〔早留〕
はいとまりのうらの

〔公事足〕
くしあしの百しやうのふん

〔衛門〕
一 ゑもん三郎めうととも二百

しやうにて候、

〔左近〕
一 さこんの九郎かめうととも二

百しやうにて候、

一 二郎五郎かめうととも二百

しやうにて候、

〔伊奈〕
一 ひご五郎わいな百しやうにて候、

〔房〕
〔潜女〕
女はうわかつきめの百

しやうにて候、

一 へい三郎かめうととも二百

しやうにて候、

一 ほちいわいな百しやうにて候、

女はうかつきめの百しやうにて□

一 二郎太郎かめうととも二百

しやうにて候、

〔はいとまり〕
早留浦は対馬島北部の東海岸に位置し、現在の長崎県対馬市上対馬町

大字一重字南風泊に比定される〔角川日本地名大辞典〕編纂委員会編一九
八七〕。同浦は、申叔舟『海東諸国紀』日本国紀、対馬島に「和因都麻

里浦〔二十余戸〕との記載がある海村である。この注文に書かれた百

姓は、海民としての性格を持つていると考えられる〔佐伯一九九八、一
二四頁〕。

二通の文書は、同一の内容を記していたと思われるが、A-4は一部
を欠き、A-5は、末尾を欠いており年紀がない。夫婦十組が書き上げ
られているが、そのうちの伊奈百姓である「ひこ五郎」夫婦および「ほ
ちい」夫婦の女房は、「かつきめの百姓」であった。

この文書を所有していた小宮氏は、対馬守護・島主の宗氏から早留浦
代官職に補任されていた。同浦は、宗氏の直轄領であったと考えられる
〔佐伯一九九八、一二四頁〕。応永八年（一四〇一）一〇月一五日付の宗
貞茂知行充行状（A-3）では、宗貞茂が小宮将監を「早留浦代官職」
に補任している。同様に、応永二八年（一四二一）二月二三日付の宗
貞盛知行預け状（A-6）では、宗貞盛が小宮主計允を「はやとまりの宗
代官職」に補任している。

早留浦の百姓たちは、前述した交名（名簿）を作成されることで、宗
氏に公事を納める百姓（公事足百姓）として掌握されていたと考えられ
る。『宗家判物写』「享禄年迄馬廻御判物帳」には、次の文書が収められ
ている。この文書は、現在の番家文書の中には見当たらない〔岩城・小
島一九九二、一八一～一八二頁〕。

はやとまりのかつきめの事、せんぎの御公事をうしない候て、かつ
かぬみ之申候事、もつたいなくハ、せんれいにまかせて、御くうし
の事、かたくさいそくいたさるへく候、なをもしはいつかまつり候
ハ、一つさしにあいかけ候て、二つなかさをいたすへく候、恐々
謹言、

（一四二四）
応永三十一

正月廿三日 貞盛御判

小宮将監入道殿

〔長崎県史編纂委員会編一九六三、七一五～七一六頁〕

宗貞盛は、早留浦代官職の小宮将監入道に対し、一度途絶えた早留浦の
「かつきめ」に対する公事を、先例に従い納めるよう催促している。

（工）曲の海士

戦後の曲の海士については、本章（二）において既に述べた。「曲村
中世文書」として二卷六通の中世文書が現存しており（長崎県立対馬歴
史民俗資料館寄託）、佐伯弘次が分析を加えている〔佐伯一九九八、
一二七～一二八頁〕。以下では、佐伯の分析に基づいて述べておきたい。

中世の曲海士に与えられた特権には、漁業権と、公事の免除とがある。
漁業権については、まず寛正四年（一四六三）六月一八日付の宗茂世判
物（一号）において、豆酩郡主宗茂世から豆酩郡一円での「あみひき」
すなわち網漁をすることが許されている。寛正六年（一四六五）一〇月
一七日付の宗盛直判物（二号）は、しばしば引用される史料であるが〔田
畑一九八七、一九四頁〕、守護代宗盛直から、阿須をはじめとする浦々や
「八海」すなわち対馬全島の網漁が承認された。ただし、この網漁業権
はこの文書以前から認められていたものを、改めて承認されたものであ
る。阿須は、曲の内湾となっている湾のことである〔田畑一九八七、
一九四頁〕。

また宮本常一が紹介した天正八年（一五八〇）九月一日付の文書（宗
義純が海士所にあてた定書か）には、海士が「八海」（対馬全島の海域）
で「海鹿」（イルカ）漁をする時は、公領・私領を問わず免許する旨は、宗
義純の判形によることが述べられている。〔宮本一九八三、五四～五五頁〕。

この文書を基にして、宮本は次のように説明している。

彼らは浦々にイルカが入ったときとすぐさまかけつけて湾内に追いかき、網をはり、これを突きにかかったのである。この際浦人を人夫に使用することをゆるされた。当時海は公領と私領に分れていた。宗氏の所有する土地の地先は公領であり、地方給人の領地の地先は私領であったが、かかる際の人夫の出勤は公私を問わなかった。

〔宮本一九八三、五五頁〕

海士の義務については、前述した宗盛直判物（二号）には「京進の御公事」と「その外時々の御さかな」の「御ちそう（馳走）」がみえる。海産物の宗氏への上納が主たる義務だったとみられる（佐伯一九九八、一一八頁）。

曲の海士には、筑前国鐘崎から来島した漁民との伝承がある。宮本常一は、右でみた曲の海士は鐘崎の漁民との認識を持ち（宮本一九八三、二七頁）、右の引用も鐘崎海士として説明している。鐘崎漁民は寛正六年よりも以前に、対馬島沿岸一円の漁業権を持っていたことになり、宮本は、このような広大な漁業上の権利のため、一つの土地に定住することが難しかったとみている（宮本一九八三、五五頁）。この漁民たちが曲に定着するようになるのは、少なくとも元禄年間以降とし、対馬における文書で、海士の上に「曲り」と記したものの（「曲り海士」という表記）は、享保七年（一七二二）であるため、享保年間を定住年代としている（宮本一九八三、二七・一一〇頁）。

（オ）漁獲物

再び大山小田文書に目を移そう。大山氏は、宗貞茂から「八かい（海）の大きな（物）」が立つ時には、その取り沙汰が命じられている。この

ことは、応永十一年（一四〇四）二月二〇日付の宗貞茂書下（一九・二〇号）にみえる。このうち二〇号文書を、次に掲げる。

いるかのうらのもの、事、十こん二五こん八くはう物たる
へく候、かたくさいそくあるへく候、

八かいの大きなもの、事、かたくさいそくあるへき条、

一所のふ

一所かもせ

一所たけの浦

一所わたの浦

の事、せん、の法のま、さたあるへく候、もしふさたのともから

におゐてハ、さいくわあるへき状如し件、

〔二四〇四〕
応永十一

十二月廿日
正永（宗貞茂）
（花押）

大山宮内入道殿

差出の「正永」は、宗貞茂の法名である。「八かい（海）」とは対馬八郡（対馬全島）の海域を意味し、「大きな（物）」とは海豚（イルカ）やマグロなどの大型の海中生物と考えられる。そして海豚については、一〇喉に五喉は公方物とある。公方物は島主宗氏への上納物と思われ、漁獲物の五分は、宗氏に上納するという原則があり、大山氏は宗氏の代官としてその任にあたっていたものと考えられる（佐伯一九九八、一三三頁。佐伯・有川二〇〇二、九六頁）。

年未詳八月二二日付の宗貞国書下(三二二号)では、限りある公事については先規を守って勤仕すること、年未詳八月二二日付の宗貞国書下(三三二号)では「八海の大物」は代々御成敗の旨に任せることを催促されている。三二二号文書は、次の通りである。

八海の大物之事、代々任_レ御成敗之旨、可_レ被_レ催促、若又違乱方、守_二先規_一可_レ有_二其沙汰_一、但_二二位郡之事_一、先立俣可_二申談_一、仍状如_レ件、

八月廿二日

貞国_(宗)
(花押)

小田豊前守殿

(力) 釣船

以上、対馬の中世文書や朝鮮使節の観察に基づいて、中世対馬の漁業について検討してきた。

漁法では、網漁、釜の使用、潜女(海女)・海士による潜水漁法が確認できた。このうち網漁については、大山氏のような在地領主による経営が確認され、網人の名を島主宗氏が把握していた。

網漁と潜水とは漁法がかなり異なっており、それを行う海民は同一人(同じ海民集団)ではなく、別人(別の海民集団)であったとみてよいと思われる。潜水については、曲の海民が、筑前国鐘崎から来島した伝承を持っていたように、対馬島外から来住した海民が、かなり含まれていたのではなからうか。

それに対して、現代の対馬において盛んな釣魚については、対馬の中世文書には、あまり見ることができない。佐伯弘次は、釣船の記載がある二通の文書を紹介している(佐伯一九九八、一二四頁)。尚、佐伯は、『長

崎県史』史料編第一所収の『宗家判物写』から紹介している(佐伯一九九八、一三二頁、注(25))が、原本は、佐伯が執筆した『上対馬町誌』史料編に所収されているため、ここではそれを紹介したい。いずれも一六世紀末の天正年間頃とみられる文書である。

大浦一泰家文書の年未詳七月十日付の宗一鷗(義調)書状(二三九号)では、直勝(比田)中務少輔・大浦下野守・大浦左近助に対して、「賊船」などに備えて「釣船等も用心肝要候」と指示している。

大浦隆典家文書の年未詳卯月二日付の宗一鷗(義調)書状(四九号)において、大浦下野守(賢治)に対し「つりなどに罷出候する船ハ、用へんし候て」と述べている。

一五世紀については、対馬の海民による釣船は、『朝鮮王朝実録』に頻出する。すなわち朝鮮半島南岸海域が主要な漁場となっていたのである。二・三章では、この点を明らかにしていきたい。

② 朝鮮慶尚道海域における対馬海民の漁業

次に朝鮮半島南岸海域における漁業についてみていこう。まず東側の慶尚道海域を取り上げる。

(一) 漁場をめぐる対馬・朝鮮間の交渉

朝鮮王朝の初期は、王朝は倭寇の禁圧を図る一方、日本から渡航する船に権益を与えて倭寇を平和的な通交者らに転換させようとした(田中一九五九)。そのため日本からの船は、朝鮮の港に自由に入出入りすることができた。長節子は、このことを次のように説明している。

李氏朝鮮のごくはじめのころ、朝鮮では倭寇をおさえ、平和な通交を奨励するために、日本から渡航する船は、使船であれ、商船であ

れ、漁船であれ、それが平和な目的での来航者であるかぎり、沿岸のどの浦にでも自由に入出入りさせていた時期があった。

その時期には、日本の漁船は朝鮮政府からなんの規制を受けることもなく南朝鮮近海で操業し、漁獲物は、浦々で朝鮮の民衆と自由に交易しうる状態にあった。

〔長二〇〇二、一四〇頁〕

朝鮮の浦々で漁獲物を交易していた船を、朝鮮王朝は興利倭船と呼んだ。長によれば、興利倭船は魚・塩と米穀を交換する船であった。この船に乗船していた興利倭人は、従来考えられていたような貿易商人という程の者ではなく、「平常は漁業に従事する漁民で、自らの漁獲物を以って生命を維持するに必要な米穀と交易するために朝鮮へ赴いた者」〔長二〇〇二、三五六頁〕であり、その多くは対馬から発遣していたとする。朝鮮側は民営・官営の併存方式で興利倭船と交易していた。

その後、朝鮮国王太宗の初年に、興利倭船の停泊する浦所を、慶尚左道・右道の二箇所に限定した。『太宗実録』巻一四、七年（一四〇七）七月戊寅（二七日）条によれば、慶尚道兵馬節制使であった姜思徳が、管内における各浦における使節改善策を、王朝に提案した上書的一条の中に、「とくに都節制使が議政府に報じて、慶尚左右道の都万戸が防御する所に停泊させた」ことが述べられている。この二箇所は、慶尚左道が富山浦（釜山浦、現在の釜山直轄市）、慶尚右道は齊浦（乃而浦、慶尚南道昌原市鎮海区齊徳洞）に該当する。この制限にともない、日本からの漁船の操業も右の二箇所の近辺に限られることになったものとみられる〔長二〇〇二、一四〇頁〕。

朝鮮近海への出漁は対馬海民が主であったので、対馬を統轄する島主の宗氏や、有力者の早田氏（もと倭寇）は、再三、新漁業の認可および停泊指定港の増加にともなう漁場の拡大を求めて、朝鮮王朝と交渉する

ようになる〔中村栄孝一九六五、六四四～六四七頁・長二〇〇二、一四〇頁〕。世宗元年（一四一九）、朝鮮軍が対馬を襲撃した応永の外寇（己亥東征）を境に、使送倭船の停泊も二港に限られた。世宗八年（一四二六）、対馬の早田左衛門大郎は、三末三甫羅（左衛門三郎）を朝鮮に遣し、慶尚道の巨濟島に農田一区を請い、慶尚左右道の各浦所で、任意に交易できることを求めた。この要求は拒否されたが、かわりに慶尚道の塩浦（慶尚南道蔚山市塩浦洞）が入港場に追加された〔『世宗実録』巻三一、八年正月癸丑（一八日）条〕。この時期、対馬守護・対馬島主は宗貞盛であったが、朝鮮王朝との交渉では、もと倭寇の頭目であった早田左衛門大郎が主たる交渉を担っていた。

朝鮮王朝は、各浦所に倭館と営庁を置いた。倭館は、使送倭人たちの接待所もしくは商館としての機能があり〔村井一九九三、八二頁〕、営庁は、軍官である都万戸が駐在する役所（万戸營）であり、釜山浦僉使（僉使は僉節制使の略称。都万戸の後身）や齊浦僉使がいた。

塩浦開港の翌年にあたる世宗九年（一四二七）、早田左衛門大郎は使節を派遣して、朝鮮王朝の礼曹（外交を担当）に対して書を奉じて、次のように述べている。

且興販捉魚、只許乃而浦・富山浦兩処、此土人生理為難、咸望兼許固城・仇羅梁、安心買売、以副民望、

〔『世宗実録』巻三五、九年三月乙卯（二七日）条〕

慶尚道内の固城と仇羅梁での興販（交易）と捉魚の認可を要請している。礼曹佐郎李師孟が復書して、捉魚については慶尚道（おそらく監司）へ可否を問い合わせると回答している〔『世宗実録』巻三五、九年三月乙卯（二七日）条〕。長節子は、礼曹は、慶尚道監司へ問い合わせ、固城・仇羅梁を直接管轄する現地の守令や万戸の意見を徴したものと推測して

いる。結局、この時、両処の開放は実現しなかったものとみられる〔長二〇〇二、一四二頁〕。

長節子によれば、固城は、固城県邑治の南方約二キロメートルの海岸に面した浦（現在の固城郡固城邑）のことである〔長二〇〇二、一四二頁〕。仇羅梁については諸説があるが、長は晋州管内の角山郷にあった仇羅梁とみている。『世宗実録地理志』慶尚道には「仇良梁」という表記で記載されており、慶尚右道水軍万户守禦所の一つであったが、晋州管内から固城県内の蛇梁島に移動したという。ただし興販をするには陸地から離れているから蛇梁島の仇羅梁ではないと、長は考えている〔長二〇〇二、一五二―一五九頁〕。

世宗二年（一四三〇）九月、早田左衛門大郎の子である六郎次郎が、朝鮮王朝に書を送り、固城浦・仇羅梁における興販（交易）の許可を求めている（『世宗実録』卷四九、一二年九月壬戌〔二四日〕条）。この時の朝鮮側の対応について、『世宗実録』には記載はないものの、これ以降の交渉を考慮すれば、結局認められなかったと考えられる〔長二〇〇二、一四三頁〕。

同年十一月、対馬島主である宗貞盛が書を礼曹に送り、加背梁・仇羅梁・豆毛浦・西生浦における捕魚を求めたが、朝鮮側は許可しなかった（『世宗実録』卷五〇、一二年一月己亥〔二日〕条）。ここで早田氏に代わって、宗貞盛が朝鮮王朝との交渉を主導するようになった。

『世宗実録地理志』によれば、豆毛浦は慶尚道機張県内にあり、現在の慶尚南道梁山郡機張邑の豆毛浦にあたる。同書によれば、西生浦は慶尚道蔚山郡内にあり、現在の蔚州郡西生面の西生浦にあたる〔長二〇〇二、一四三頁〕。一六世紀末の豊臣秀吉による朝鮮侵略の際、加藤清正により西生浦倭城が築かれた場所でもある。

世宗十五年（一四三三）、宗貞盛は使節を派遣して、加背梁・仇羅梁・豆毛浦・西生浦などにおける興販（交易）を求めた。だが世宗は、礼曹

に回答させ、富山浦・乃而浦・塩浦の三処を既に許可し、販売には十分であるとして、この請求を許可しなかった（『世宗実録』卷五九、一五年二月壬子〔二八日〕条）。

世宗一七年（一四三五）、礼曹は、世宗に対して、次の史料にみるような提案をしている。

礼曹啓、対馬島捕魚興利船、曾許_レ往_二泊於乃而浦・富山浦・塩浦等三処_一、今欲_レ往_二來_一商_一販於加背梁・仇羅梁等処_一、且欲_下留_二同類一人_一、換_二船軍_一、并騎_二釣船_一、勿_レ論_二他境_一、随_レ意釣魚_上、然加背梁等処往來興販、固不_レ可_レ聽、只許_二船軍換騎、開雲浦等処往來捕魚_一、從_レ之、

（『世宗実録』卷七〇、一七年一〇月乙卯〔二七日〕条）
対馬側は朝鮮に対して、①既に開放されている三浦の他、加背梁・仇羅梁にも往來商販したいという浦所（停泊港）の増加、②「同類」（ここでは、対馬から渡航した釣船＝漁船の乗員）一人を（人質として）留め、代わりに（監視のための）船軍（朝鮮水軍の兵士）を釣船に同乗させて、どの海域でも自由に操業できるようにすることの二点を求めている。これに対して礼曹は、①の加背梁等の処への往來商販は許すべきではないが、②の船軍を同乗させて、開雲浦等の処への往來捕魚することを世宗に提案し、裁可を受けている（（ ）内の解釈は、長二〇〇二、一四四頁を参照した）。

『世宗実録地理志』によれば、開雲浦は慶尚道蔚山郡内にあり、塩浦のやや南に位置し外隍江の江口あたりに位置する〔長二〇〇二、一四四頁〕。また加背梁の所在地には諸説があるが、長節子は、固城県内に存在したとし、牛山の東南約一キロメートルの水月洞を候補地としている。水月洞は、現在の統営郡道山面の内にあった〔長二〇〇二、一五九―一六八頁〕。

右の記事によれば、開雲浦で倭人が漁業をできるようになったこととなるが、長節子は、この裁可は再検討されて取り消されたとみている。右の記事以後、公認漁場として開雲浦の名が見えないことなどを根拠としている〔長二〇〇二、一四四～一四五頁〕。

長の見解は、右の記事の直後に掲載された、礼曹参議黄致身が对馬州守護宗貞盛に宛てた書契（外交文書の様式）からも補強されよう。そこには、次のような記述がある。

前_レ此对馬州人、於_二本国地面_一捕魚為_レ生、懇懇来請、我国家特施_二恩憐_一、許_下於_二慶尚道富山浦・乃而浦等処_一、從_レ便漁釣_上、其余地面、不_レ許_二来往_一、

〔『世宗実録』卷七〇、一七年一〇月壬戌（二四日）条〕

黄致身は、「对馬州の人は、对馬において魚を捕ることをもって生計を立てている。その度重なる請願によって、我が国家（朝鮮）は特に恩憐を施し、慶尚道富山浦・乃而浦等の処で釣魚を許している。それ以外の地には来往することを許さない」と述べている。開雲浦の記載はなく、従来通り三浦周辺の漁場での釣魚を認めているのに過ぎない。

世宗二〇年（一四三八年）には、乃而浦（齊浦）から出漁する倭船の漁場について、朝鮮王朝内で、次のようなやりとりがあった。

議政府抛_二兵曹呈_一啓、慶尚道乃而浦到泊捕魚採獲倭船、於_二玉浦以北海中浦串_一、限_レ日給_二文引_一、令_下玉浦万戸、考_二其日限_一、隨即還送_上、梁山以南、禁_二其捕採_一之事、令_下監司・都節制使、同_二議便否_一啓聞_上、從_レ之、

〔『世宗実録』卷八〇、二〇年正月戊戌（二三日）条〕

議政府は、兵曹の呈によって、乃而浦（齊浦）到泊の倭船の出漁水域は巨済島の玉浦以北にまで拡大することを提案した。その際、文引が支給され、帰りには玉浦の万戸が文引を檢察することを考えていた。その一方、梁山より以南は、操業を禁止するよう提案している。これに対し、国王世宗は、議政府の啓の如く、慶尚道の監司・都節制使に、そのことの便否を議論させ、啓聞するように命じている。最終的な結論は不明であるが、長節子は、玉浦以北の海域での操業は認められなかったとする〔長二〇〇二、一四五～一四八頁〕。

世宗二〇年（一四三八）、宗貞盛は、使節として津江次郎左衛門を派遣し、固城・仇良浦（仇羅梁と同じ）における捕魚の許可を求めたが、礼曹は乃而浦・富山浦・塩浦三処の捕魚を認めていることを理由に許可しなかった〔『世宗実録』卷八三、二〇年一〇月己巳（二八日）条〕。

翌年、宗貞盛は、津江次郎左衛門を派遣し、新たな「捉魚之処」（漁場）を求めたが、礼曹は同じく乃而浦・富山浦・塩浦三処の捕魚を認めていることを理由に許可しなかった（同、卷八六、二二年九月乙卯（一〇日）・辛未（二六日）条）。

同年、宗貞盛は、使節を遣して礼曹に書を送り、「海民が朝鮮の海辺で釣魚をしようとすれば、（朝鮮）船軍に禁じられるため、海辺において安心して釣魚できるよう、国王に啓達していただきたい」と伝えた。礼曹は、既に富山浦・乃而浦・塩浦において安心して釣魚できるようにしているのので、国王に啓達しがたい旨を回答している（同、卷八七、二二年一月丙寅（二二日）条）。

三章で述べるように、宗貞盛は、全羅道多島海方面の漁場の認可を朝鮮王朝に求めることに精力を費やしている。その一方、長節子が明らかにしたように、一五世紀後半においても慶尚道海域の漁場認可を求めている。

端宗二年（一四五四）一二月、僉知中枢院事の元孝然が对馬州敬差官

に任じられた際の齋去事目の一条に、もし対馬島主が元孝然に対し、「固城・仇罪（羅）梁」にも三浦のように興利船の到泊を許可する件について言及したならば、「吾はその件についての命を受けていないので、わからない」と答えるとの記載がある（『端宗実録』巻一二、二年一二月癸未（七日）条）。対馬島主が固城・仇羅梁を興利船の到泊港に加えることを求めていたことがうかがえ、実現すれば漁場の拡大につながる。しかし朝鮮側が、この件を許可した形跡はない（長二〇〇二、一四九頁）。

成宗一九年（一四八八）にも、対馬島主宗貞国が、乃而浦以西の沿海の地に、三浦に準じて対馬海民を居住させ藩屏となすよう求めたが、朝鮮側から許可されなかった。このことは、成宗二三年（一四九二）に、貞国が、宗国吉を特送として朝鮮に派遣した際に提出した書契に言及されている（『成宗実録』巻二六三、二三年三月乙未（二五日）条）。

（二）三浦の恒居倭

倭人は、あくまでも漢城との間を往復する行程の途上、もしくは貿易を行うために三浦に滞在するのが原則であった。しかし居所を構えて長期間居留する恒居倭（朝鮮側の呼称）が現れた。恒居倭の多くは、対馬の人々であった。

朝鮮側は恒居倭の増加に危機感を強め、世宗一八年（一四三六）、宗貞盛に対して恒居倭の送還を依頼し、齋浦から二五三人、塩浦から九六人、富山浦から二九人を対馬に送還し、貞盛が滞在を要請した者となお居住を願った者二〇六人は許されて居住した。こうして朝鮮側は合計三七八人の倭人の送還に成功したが、宗貞盛管下の六〇人の居留を暫定的に認めることになった（『世宗実録』巻七一、一八年三月乙未（二九日）条）。世宗二年（一四三九）、宗貞盛管下六十人以外の不法滞在者に対する送還交渉の中で、朝鮮側に恒久的に公認されたものと同様に扱った（李二〇〇五）。

世宗一八年の送還を契機に、宗貞盛は、恒居倭に対する検断権や課税権（営業税の徴収）を掌握した。従来は、早田左衛門大郎が課税権を握っていたが、早田氏の没落もあって、宗氏が掌握した。各浦には「倭酋」が配され、対馬から派遣された三浦代官が三浦恒居倭の全体を統轄していた（李・長二〇〇六）。毎年、三浦代官は、恒居倭から綿布を徴収し、その額は大戸で二匹・小戸で一匹であった（『成宗実録』巻一九六、一七年（一四八六）一〇月丁丑（六日）条）。対馬島主宗氏が、支配領域外である朝鮮半島に居留する人々を、徴税を通じて掌握したのである。

恒居倭は、交易や漁業などを通じて富を蓄積し、その数を増加させていった。一四六六年には、齋浦に一二〇〇余人（三〇〇戸）、富山浦に三三〇余人（一一〇戸）、塩浦に二二〇余人（三六戸）、合計一六五〇余人（四四六戸）の人々が居留していた（『海東諸国紀』「朝聘応接紀」の「三浦禁約」）。それが一四九四年には、齋浦に二五〇〇人（三四七戸）、富山浦に四五三人（一二七戸）、塩浦に一五二人（五一戸）、合計三一〇五人（五二五戸）というように、齋浦を中心にほぼ倍増している。また齋浦に一〇、富山浦に四つの寺院があった（『成宗実録』巻二九五、二五年一〇月庚辰（二五日）条）。このような三浦の景観を表現した地図が、申叔舟『海東諸国紀』に収められている。

（三）対馬の海民たちの漁業と、朝鮮海民との紛争

次に慶尚道海域における、対馬の海民の漁業についてみていこう。『朝鮮王朝実録』には具体的な漁業の内容を示す記述は乏しいため、同書の断片的な記述から知り得ることを確認していきたい。

まず世宗八年（一四二六）の次の記事をみよう。

礼曹掾^二慶尚道監司関^一啓、「対馬島時羅^三三甫羅^三・沙伊文仇老等男婦十四名、到^三乃而浦^一、自称、『本土無^三族親可^レ依、過活為^レ難、願

居「貴国海辺」、釣魚・売酒、以資「生業」、請從「自願」、俾「居」乃而浦^一、從^レ之、
〔『世宗実録』卷三二、八年（一四二六）正月戊戌（三日）条。傍線は、関による。〕

対馬島の時羅三甫羅（四郎三郎）、沙伊文仇老（左衛門九郎）ら男婦十四名が、乃而浦に至り、「対馬には頼るべき親族がおらず、生活が困難なため、貴国（朝鮮）の海辺に居住し、釣魚と売酒を生業としたい」と願い出た。この慶尚道監司の報告について礼曹は居住を認めることを世宗に提案し、世宗はそれを認可している。

宮本常一は、右の記事に言及して、「筑前の宗氏あるいは少弐氏領内に根拠地を持つ漁民ではなかったか」とし、その候補として鐘崎漁民を想定している〔宮本一九八三、二六〇～二七頁〕。

対馬の漁船が、朝鮮側に拿捕されるケースから、海民の様子をうかがえる事例がある。

世宗一八年（一四三六）、宗貞盛の礼曹に対する馳書の中に、「本島人彦五郎等が貞盛の文引を受け、富山浦で釣魚した帰りに巨濟島に至り、知世浦等の海辺山麓の間で、貴国の人民を捉えて、悉く衣糧を奪ってきたことを聞いた。そのため捕らえて朝鮮に送る」ということが記されている〔『世宗実録』卷七一、一八年三月乙酉（二九日）条〕。

世宗八年（一四二六）、宗貞盛の使人が礼曹に奉じた書契によると、「本州」（対馬州）「貝化郡」の漁船が、「大国」（朝鮮）の「南愁伊島」の兵船に拿捕された。最近二、三年の内に漁船二、三隻が朝鮮側に拿捕されているとし、漁船の捕捉を禁じることを求めている。礼曹参議金孝孫が答書して、①商船が往来する乃而浦・富山浦や、販売を認めた蔚山塩浦以外の来船を禁じること、②全羅道万頃の人捕魚を襲った賊船一隻（三月）、忠清道泰安の人の海産を襲った賊船一隻（四月）、全羅道西

余鼠島を襲った賊船二隻（八月）を引き合いに出し、それらは朝鮮將帥の過ちではないことなどを述べた。そして「天鵝五首、青魚六百尾、大口魚四十尾、焼酒三十瓶」を回賜した〔『世宗実録』卷三四、八年一月乙卯（二六日）条〕。

対馬島を根拠にする海民のみならず、三浦の恒居倭も同様に、朝鮮王朝の規制を越えて漁業や交易を行っていた。

端宗三年（一四五五）、慶州府利見台以南の蔚山柳浦には、塩浦の恒居倭人が漁船・商船を往来させていた〔『端宗実録』卷一四、三年閏六月己酉（五日）条〕。

恒居倭に対する強い危機感を持つ官人もいた。世祖四年（一四五八）、慶尚左道節制使李好誠は、王朝に次のような報告（二箇条目）をしていた。

（上略） 其一曰、島夷亢種、南民通患、如^三薺浦・富山浦・塩浦寓居倭人^一幾至^二七八百^一、潜^二之他境^一、托爲^二釣魚行商^一、以至^三劫^レ人禦（奪力）^レ財、其爲^二民害^一不^レ細矣、脱有^二詭計^一、潜^二応本島^一、覬^二知虚実^一、乘^レ隙生^レ變、（下略）

〔『世祖実録』卷二二、四年五月辛亥（二五日）条〕

右の引用史料の大意は、次の通りである。

「島夷」（対馬島民）がおごりたかぶっていることが、「南民」（朝鮮半島南岸の民）すべてにとつての患（うれ）いであり、また薺浦・富山浦・塩浦寓居の倭人は、約七・八百人に及び、他境に潜み、釣魚・行商を行い、人や財を掠奪し、民に甚大な被害を与えている。もし彼らに人をだまし、おとしいれようとする計略があれば、ひそかに本島（対馬島）に応じ、朝鮮側の虚実をうかがい知って、隙に乗じ

て変を起すであらう。

そして対馬の海民ら倭人は、慶尚道海域の漁場において、朝鮮漁民との間でしばしば紛争を起こしていた〔関二〇〇二、一三九―一四〇頁〕。

世祖七年（一四六一）、朝鮮国王世祖は、慶尚右道処置使になつていた李好誠に論じた際に、「且本国人と倭人争し先_二釣魚_一相闘久矣」と述べ、漁場においてどちらが先に釣魚を行うかを巡って、朝鮮人と倭人とが長く相闘っていることに言及している〔『世祖実録』卷二五、七年七月丁卯（二九日）条〕。

成宗八年（一四七七）、朝鮮国王成宗が慶尚道觀察使に下書した中に、柳軽の言葉として「釣魚倭人、泊_二南海辺_一、掠_二奪居民衣服_一、非_二徒南海_一、他邑亦然」が引用されており、釣魚倭人が掠奪をしている様子が述べられている〔『成宗実録』卷七五、八年正月辛酉（二二日）条〕。

成宗二十四年（一四九三）、後に中村榮孝が「東島漁場占拠事件」と呼んだ事件が起きた〔中村榮孝一九六五、六五七―六五八頁。関二〇〇二、一四四―一四六頁〕。同年一〇月、慶尚道節度使趙益貞は、次のように馳啓している。

齊浦恒居倭五十余人、成_レ群奪_二抛辺民捕魚之処_一、僉節制使呂承堪發_二官差_一止_レ之、倭人拒絶、反毆_二打官差_一、至_二於有_レ傷_一、臣意本浦倭奴世居_二我土_一、与_二編氓_一無_レ異、

〔『成宗実録』卷二八三、二四年一〇月辛巳（二〇日）条〕

右によれば、齊浦付近の恒居倭五十余人が、集団で、辺民が捕魚する所（漁場）を奪い取った。僉節制使が、役人を使って制止をしようとしてかえって毆打されてしまったという。

この事件の背景には、一五世紀末、三浦の恒居倭が、「釣採界限」を

こえる動き、すなわち漁場を拡大しようという動きを活発化させていたことがあげられる。

礼曹啓、三浦倭人釣採界限、自_二先王朝_一、定約已久、今釜山浦倭勢甚鴟張、海口内面公私漁採之所、多自奪_二出入_一、官民所_レ採海錯亦逼奪、其恣意驕横至_レ此、漸不_レ可_レ長、請令_下辺將申_二明前約_一、広論_中居倭_上云、汝等不_レ畏_二国法_一、驕横不_レ已、則当_下軒_二聞朝廷_一、通_二于島主_一治罪、嚴加_二禁止_一、使_レ不_レ得_二越_レ限出入_一、如或不_レ悛者、監司・節度使、其名字及所犯、同議録啓後、更議処置、

〔『燕山君日記』卷二一、三年（一四九七）正月戊辰（二六日）条〕

右の礼曹の上啓では、釜山浦の倭人が、公私の魚採の所に出入りし、官民ともに混乱している様子を指摘し、対馬島主を通じての治罪を求めている。

（四）慶尚道の海産物

『朝鮮王朝実録』には、対馬海民をはじめとする倭人に関する記事の中で、慶尚道海域における海産物の記述はほとんどみられない。朝鮮王朝が編纂した地誌の中に海産物の記述をみる事ができる。それらの中から、対馬海民の漁場のある地域の産物（土貢）（土産）のうち海産物を抜粋して、表2に示しておく。

『慶尚道地理志』は、世宗六年（一四二四）、戸曹が慶尚監營に編纂を命じ、同七年一二月に、大丘知郡事琴柔・仁同県監金鎭が春秋館に奉じたものである〔韓国学文献研究所一九八三、六頁〕。本稿では、『韓国地理誌叢書 全国地理志』第一巻に所収されたものを使用した。

『朝鮮王朝実録』の一つである『世宗実録』編纂の中でまとめられたのが、端宗二年（一四五四）成立の『世宗実録地理志』（全八巻八冊）

である。朝鮮各道の地理・経済の情報を集めている。本稿でも既に参照してきた。『東国輿地勝覧』は、成宗十二年（一四八一）、王命により五十巻が編纂され、数回の増補改訂の後、中宗三十五年（一五三〇）に『新增東国輿地勝覧』五五巻として完成した。表2の中で「(新增)」の後ろに示した魚の名は、『新增東国輿地勝覧』において追加された部分である。

③ 朝鮮全羅道海域における対馬海民の漁業

次に、朝鮮半島南岸の西側である全羅道海域を取り上げる。

(一) 孤草島釣魚禁約

二章で述べたように、対馬側の働きかけによる慶尚道南岸の漁場の拡大は成功しなかった。そこで宗貞盛は、全羅道多島海海域への出漁を許可してもらったための交渉を開始した。その結果、世宗三十二年（一四四一）、貞盛は朝鮮王朝から出漁の許可を得ることに成功した。これが、孤草島釣魚禁約である。それは、以下のような交渉の過程を経たものであった〔長節子一九八七、一八四～一八七頁。関二〇〇二、一三七～一三九頁〕。

禁約成立までの交渉過程において特徴的なのは、宗貞盛側と朝鮮王朝側の双方が、対馬海民の孤草島での漁業を管理する制度をつくることを提案したことにある〔関二〇〇二、一三七頁〕。

世宗三十二年（一四四〇）に帰国した日本通信使高得宗の上啓によると、彼が対馬島を訪れた際に、宗貞盛は次のように語ったという（以下の引用は、『世宗実録』巻八九、一三二年五月庚午〔二九日〕条による）。

本島人民、専以釣魚^レ為^レ生、故毎年或四・五十艘、或七・八十艘、往^二孤草島^一、釣魚以自給、故再三固請不^レ獲^レ已也、

表2 朝鮮王朝編纂の地誌にみえる海産物

	慶尚道地理志「土産貢物」	世宗実録地理志「土貢」	新增東国輿地勝覧「土産」
蔚山郡	魚膠、魚皮、全鮑、乾蛤、洪魚、烏魚骨	魚皮、海衣、青角、全鮑、乾蛤、洪魚、烏魚骨	占察魚、黄魚、鱧魚、広魚、大口魚、鰻、紅蛤、青魚、洪魚、鯊魚、海參、石花、銀口魚、古刀魚、魴魚、海鰓、烏海藻、海衣、錢魚 (新增) 文魚
東萊県	魚皮、沙魚、乾蛤、海衣、生鮑、烏魚骨	海衣、青角、海蔘、乾蛤、生鮑、沙魚、大口魚、青魚、魴魚、魚膠、魚皮	占察魚、大口魚、青魚、洪魚、錢魚、鰻、石花、紅蛤、黄蛤、烏海藻、海衣、海參、昆布、塩 (新增) 銀口魚、鱧魚、広魚
固城県	沙魚、乾蛤、魚膠、大口魚、文魚、生鮑、都音魚	沙魚、乾蛤、大口魚、文魚、生鮑、都音魚、魚膠	大口魚、鰻、海參、石花、青魚、文魚、錢魚、紅蛤 (新增) 黄魚、石首魚、秀魚、鱧魚、烏賊魚
熊川県	(記載なし)	(記載なし)	大口魚、青魚、錢魚、洪魚、文魚、鰻、烏賊魚、蛤、石花、海參 (新增) 石首魚、秀魚、鱧魚、鯊魚

対馬島民は、もっぱら釣魚により生活しており、孤草島に向かう船は毎年四十〜五十艘、あるいは七十〜八十艘にのぼるといふ。このように島民は、日常的に孤草島に出漁しており、その実情にあわせて、朝鮮側に孤草島における釣魚を再三請願してきたのだと主張する。右の発言の後、貞盛は、朝鮮辺将との応戦になることを危惧する意を述べ、釣魚の許可を求めている。これに対し、高得宗は、次のように回答している。

今我国燔塩・釣魚・海物採取之人、散_二在諸島_一、貴島之人、豈尽体_二足下之心_一乎、若幸相遇、則必生_二殺害之意_一、此非_二細故_一也、

「朝鮮の『燔塩・釣魚・海物採取之人』（海民）が諸島に散在しているので、もし（「若幸」）対馬海民が彼らに遭遇した場合、必ずや殺害しようとするだろう。これは些細のことからではない」と述べており、対馬海民と朝鮮の海民との間の紛争を危惧している。この回答に対し、宗貞盛は、釣魚者の海賊行為を防止するために、釣魚者に宗貞盛が発給する文引を所持させることを提案した。

以上の経緯で注目されるのは、既に孤草島で対馬漁民が釣魚していること、そして朝鮮漁民との紛争が発生する危険性が指摘されていることである。

世宗らは、貞盛の提案に対する態度を決めかねていたが、翌年、貞盛が再度要請したのに対して、大臣らの議論を経て、世宗は最終的に認可した（『世宗実録』巻九四、二三年一月甲寅（二一日）条・乙卯（二二日）条）。

こうした経緯を経て、世宗二三年（一四四一）、孤草島釣魚禁約が宗貞盛と朝鮮との間に結ばれることになった。これは、対馬海民に対して、孤草島の内海の操業を認めるものである。

孤草島については、長節子が全羅南道麗川郡三山面（現在は麗水市三

山面）の巨文島（三島、北緯三四度二分・東経一二七度一七分）に比定している（長二〇〇二、四〇〜一〇六頁）。本稿もこの見解に従う。

長は、『世宗実録』巻九七、二四年八月甲寅（二七日）条や申叔舟『海東諸国紀』朝聘応接紀、釣魚禁約条を基に、禁約の内容を次のようにまとめている（長二〇〇二、一〇七〜一一〇頁など）。

孤草島へ出漁する船に対して、宗氏が、船の大小や乗船員数を明記した文引（島主の印三つをおす）を発給する。船は、慶尚道巨濟島の知世浦に到り、その地の万戸に宗氏の文引を渡し、交換に万戸から孤草島往来の文引を受領する。同島での操業海域は島の内海（すなわち巨文島の内海）に限られた。ある時期からは朝鮮の船軍も同乗することになった（船軍同乗制）。そして孤草島に行き、釣魚をした後、知世浦へ引き返して万戸の文引を返還し、船税（税魚）を納入し、島主文引に証明をもらって、対馬に帰還した。島主の文引を携帯していなかったり、ひそかに兵器を持って他所に横行したりする者は、文引の有無にかかわらず、賊船の扱いを受け、朝鮮側から論罪されることになっていた。

税魚は、当初は大船五百尾・中船四百尾・小船三百尾であったが、宗貞盛は各々三百尾・二百五十尾・二百尾を減じるよう求めて、認められた（『世宗実録』巻九六、二四年六月丙午（一七日）条）。『経国大典』戸典、雑税条では、各々二百尾・百五十尾・百尾となっている。

以上のように、孤草島への出漁船は必ず宗氏の発行する文引を必要とすることになった。宗氏は、そのことにより、対馬島外における海民による出漁の一部を管理下に置いたのである。この約条は、三浦の乱（一五一〇年）まで効力を持った。

また対馬に伝存する文書の中には、「おふせん」または「おうせん」という文言を記した文書が存在し、「おうせん釣船の公事」という文言がみえる。一章で取り上げた大山小田文書には、「おふせん判」（二六・二九号）・「おうせん判」（二七号）などの公事を免除するという文言が

みえる（二六・二七号とも享徳三年二月五日付の宗成職書下。二九号は文明六年二月五日付の宗貞国書下）。

長節子は、「おふせん」「おうせん」は孤草島釣魚を指していると結論づけ、朝鮮語の漁夫船からきているのではないかと推定している。島主宗氏は、孤草島釣魚禁約を結んだ結果、孤草島で漁業に従事する対馬海民から公事を徴収する権限を得た。公事の内容は、①孤草島釣魚を許可する文引を発行する手数料や、②漁業活動そのもの、すなわち操業を終わって対馬へ帰った際に漁獲物に対する税とがあった。また島主宗氏は、家臣に対して、公事を免除したり、あるいはある地域からあがる公事を給付したりするなど、公事は家臣への俸禄の役割を果たしていた。このように島主宗氏は、文引発行権やそれにもなう公事徴収権などの孤草島釣魚に関する権益を独占していた〔長二〇〇二、二六～三九頁〕。このことは島主宗氏の権力を強化し、対馬一円支配の確立への歩を進めることになった〔長一九八七、一八三～一八八頁〕。

（二）孤草島釣魚の実態

こうして孤草島釣魚禁約が結ばれ、指定水域を通行することになった。しかしこの規定どおりに実施されていたわけではなかった。

禁約成立直後の一四四〇年代には、文引を所持していないというような違反のケースが報告された。その中には、杵岐島の海民もいた〔長二〇〇二、一三三頁〕。世宗二六年（一四四四）、「対馬島商販倭人」の証言によれば、「佐志殿管下」の「倭船十三隻」が、孤草島での捕魚をめざし、宗貞盛の文引を受けずに、同年七月、対馬島を過ぎて、孤草島に向かったという〔『世宗実録』巻一〇五、二六年閏七月甲申（七日）条〕。「佐志殿」は、杵岐の領主の一人（松浦党）であり、杵岐の海民が孤草島に出漁していたことがわかる。

世宗二九年（一四四七）、朝鮮王朝は、対馬島敬差官として前兵曹佐

郎の曹彙を対馬に派遣し、宗貞盛に対して、諸島倭（対馬以外の倭人）の釣魚者を、孤草島釣魚に送り出さない（すなわち島主文引を与えない）ことを約束させている〔『世宗実録』巻一一六、二九年五月丙申（六日）条〕〔長二〇〇二、一三三頁〕。

その後、禁約はおおむね守られたらしく、違反が報告されるケースは少なくなるが、再び増加していった。それは、知世浦を経由しない船の増加である。孤草島の往復ともに、巨濟島を向かうことは遠回りをするのであり、しだいに知世浦万戸の文引の受領を受けずに孤草島を往來する船が現れるようになったのである〔長二〇〇二、一二七～一二九頁〕。さらに大きな変化は、孤草島に出漁する者の多くが、三浦恒居倭に変わったことである〔長二〇〇二、一二九～一三〇頁〕。禁約で想定されているのは対馬海民であるが、実際には三浦の恒居倭の出漁が目につくようになる。この変化は、朝鮮王朝の官人の報告を根拠にしているが、そもそも対馬海民と三浦恒居倭を明確に峻別するのは困難である。したがって、対馬海民が三浦を拠点にしながら出漁していたというのが実情であったのではなからうか。

（三）孤草島の環境と海産物

『朝鮮王朝実録』には、孤草島の海産物についての言及はない。長節子は、次の二つの文献に基づいて、近代の巨文島の環境や海産物について説明している〔長二〇〇二、七二～七四頁〕。

一つは、明治二六年（一八九三）、関沢明清が濟州島および全羅南道の島々の漁業事情を調査した報告書である「朝鮮近海漁業視察報告」である。巨文島の海産物として、鮑、海鼠、鯛、太刀魚、鯖、鱈（いわし）、烏賊、石花菜（てんぐさ）、海羅（ふのり）を挙げている。鱈については、火を焚き、網を用いて漁すと説明している。この地は漁業上濟州島に次ぐ好位置であり、楸子島は見えないが、恐らくはこれと相伯仲す

る漁場であろうと説明している。また船を停泊させるのに便利であり、飲料水も善く、薪材も豊富な旨を述べている。

もう一つは、一九〇八年の朝鮮海水産組合技手富樫恒の調査に基づく『韓国水産誌』である。同書は、まず薪材が豊かで、飲料水も潤沢で、需要に余りあるものと述べる。海産物としては太刀魚、鱈、鯖、鰯、鯛、鯛および海藻、鮑を挙げている。近海における日本人出漁者の漁業については、鱈流、鯛縄、鱈縄、鯖・烏賊一本釣等であると述べている。

このように巨文島は豊富な漁業資源に恵まれており、また飲料水や薪材も豊富であった。

明治時代以降、日本人が巨文島のこうした環境を巧みに利用している。山口県豊浦郡の湯玉浦の網元であった木村忠太郎は、家の火災を機に、明治三八年（一九〇五）、巨文島への移住を決意し、翌年四月、同島に渡った。湯玉浦は、定置網の一種である大敷網を開発した地であり、木村も大敷網を使って鰯などの漁に成功した。木村は、イワシからイリコをつくり、「巨文島のイリコ」は、京都や大阪などの料亭で最高級品として扱われた。巨文島には、木村の成功を機に、日本人の集落「にっぽん村」が形成された（中村均一九九四）。

（四）全羅道に出漁した対馬の海民

対馬の海民は、孤草島以外の全羅道海域にも出漁していた。そのため朝鮮王朝の官憲に拿捕されたり、或いは朝鮮の漁船との紛争を引き起こしたりした。いくつかの事例をあげておこう。

世宗一六年（一四三四）、全羅道の三峰島において拿捕された釣魚倭船（対馬の海民である可能性が高いと思われる）について、『世宗実録』は、全羅道宣慰別監の下孝文の復命書を次のように引用し、議政府および六曹の審議を記述している。

全羅道宣慰別監下孝文來復命、進三峰島捕倭軍士功勞等第一、仍啓曰、「倭人所持、無他兵器、只有槍二柄而已、其他皆釣魚之具也、其非賊船明矣、然三峰島非釣魚之処、其捕之也亦宜矣、但十名倭人、只捕四人、不生擒而皆斬之、可疑、且不審風水、軍人十二名、不知去処、甚不可也、姑除論賞、更覈何如、乃令議政府六曹議之、僉曰、「釣魚倭船、遠海窮追、只捕倭人四名、軍人十二名所騎之船、終無去処、所獲不償所失、其鎮撫等、釣魚倭船構辭以報、処置使徐沈更不覈實、以捕倭啓聞、依律科罪、竝除論賞、以沮後來邀功者、從之、

〔世宗実録〕卷六六、一六年一〇月庚戌（七日）条。傍線は、関による。

下孝文の復命書によれば、釣魚倭船は、槍二柄を所持していたものの、他に兵器はなく、それ以外は釣魚のための道具だったという。この船が賊船でないことは明らかであるが、三峰島は釣魚をする処ではないため、彼らを拿捕することは妥当であるとしている。ただし十名の倭人のうち、捕虜にしたのは四人のみで、他は斬り殺してしまった。「釣魚之具」が具体的に何かを明らかにすることはできないが、釣魚船の様子を知ることがかりではある。

世祖七年（一四六一）、対馬州沙浦に居住の船主吾羅汝毛等九名が、孤草島へ向かう途中で風よけのため停泊していたところ、朝鮮小船十二艘と遭遇して紛争になり、死者が出た（『世祖実録』卷二五、七年七月丙寅（二八日）条）。

睿宗元年（一四六九）、「対馬州太主」宗貞国は、中山和尚を朝鮮に派遣した。中山和尚は、いくつかの案件を朝鮮側に伝えた。その中で、「本島倭七人が、島主の釣魚路引（孤草島での釣魚を認可する文引）を受け、（巨濟島の）知世浦に向かったところ、風に遇い、全羅道地面に漂到し、

一人は大国人（朝鮮人）に殺害され、二人は傷を被って死にかかり、すでに齋浦に到っている。我らの思うところは、この輩は知世浦万戸の文引はないものの、島主（宗貞国）の書契を持つていることを考慮すべきである。大国人による傷害がこのように発生している。殊に憐恤の意を垂れてくださることをお願いする」と述べている。高霊君申叔舟や領議政韓明澮らが審議し、「倭人が殺されたことについては、すでに尹孝孫を遣わして取り調べをしている」ことなどを睿宗に上申した（『睿宗実録』巻四、元年三月丙午（二二日）条）。

おわりに

(一) まず本論を要約しておこう。

一章では、対馬の中世文書や朝鮮使節の観察に基づいて、対馬島周辺海域における漁業について検討した。

網漁では、大山氏のような在地領主による経営が行われ、それを前提として、島主宗氏が網人の名を把握していた。このように領主の主導で網漁が行われていたところに、対馬の特性が見られる。漁具では、他に筥が使用されていた。

早留浦では潜水（海女）による潜水漁法が行われていた。また曲海士は、対馬全島における網漁や「海鹿」（イルカ）漁を行っていた。網漁を行う集団と潜水の集団は、漁法を考慮すると、異質な存在であった。曲の海士が筑前国鐘崎から来島した伝承を持っていたように、対馬島外から来住した海民がいたものと思われる。

二章では慶尚道、三章では全羅道の海域について検討した。朝鮮王朝の領域内において、対馬の海民の操業を認めてもらうことになるため、対馬島主宗氏らが朝鮮王朝との頻繁に交渉を繰り返した。海民の漁場の確保について、宗氏らの果たした役割は大きかった。慶尚道において漁

場として確保できたのは、富山浦・乃而浦・塩浦という三浦の周辺である。実現はしなかったものの、早田左衛門大郎は固城・仇羅梁、宗貞盛は加背梁・仇羅梁・豆毛浦・西生浦や開雲浦・固城などへの漁場の拡大を朝鮮側に求めた。全羅道においては、宗貞盛と朝鮮王朝の間で孤草島釣魚禁約（一四四一年）を結び、孤草島（巨文島に比定される）の内海を漁場として確保した。

これらの漁場において海民は、釣魚を行った。宗貞盛らが、朝鮮王朝に出漁の許可を求めた漁場も、釣魚を行う場であった。

村木二郎は、『慶尚道統撰地理志』（一四六九年成立）の「晋州道」「南海」に「防箭」の記載を見出し、それが現在、慶尚南道南海郡の昌善島と南海島に挟まれた只族海峡で使用されている竹防箭という定置網であることを明らかにした。すなわち竹防箭を使用する漁法は、一五世紀後半まで遡るのである（村木二〇一六、二一―三頁）。村木は、対馬の漁民が竹防箭で漁撈にいそんでいた可能性について言及しているが、『朝鮮王朝実録』の記述からは、そのような形跡を確認することができない。

中世対馬の史料に釣魚の記述がほとんど見られないことや、特に全羅道の孤草島と慶尚道の巨濟島や三浦、対馬島の間という長距離を移動することを考慮すると、釣魚を行っていた海民は、対馬島内で網漁や潜水漁業に従事した海民とは、異質な人々である可能性があるのではなからうか。その中には、対馬島外出身の海民も含まれているのかも知れない。

(二) とところで本稿で論じてきた対馬島の海民は、どのような身分であったのだろうか。

かつて網野善彦は、平安後期から鎌倉・南北朝時代ごろまでの海民について、①浪人的海民、②職人的海民（供御人、上下賀茂社供祭人、諸社の神人、常陸・下総の海夫）、③下人・所従的海民（西北九州の海夫、南九州の海人）、④平民的海民（「自由民」）というような身分による区

分を提唱した「網野二〇〇八、二四四〜二八六頁」。網野は、②③④が現実にはそれぞれ交錯しあっていることも指摘している。「網野二〇〇八、二七三頁」。

佐伯弘次は、「対馬島塩屋百姓源藤六・源八男等」(大山小田文書) 康永四年(一三四五)二月一日付 西郷顕景・輔惠連署書下」と記された「塩屋百姓源藤六」について、「生産手段としての船を所有する平民的海民」と規定している。また「源八男」について「名乗りからすると下人・所従的海民とも考えられる」とする。そして「対馬の塩屋・塩竈で製塩に従事した海民には、平民的海民と下人・所従的海民が混在していたと推定される」と結論づける(佐伯一九九八、二二〇頁)。本稿で論じた漁業に従事した海民についても、同様に、④平民的海民を主としてつ、③下人・所従的海民が含まれていたとみることができよう。

ただし気になるのは、右の規定をした網野は、その後、「平民」論を放棄して「百姓」論を展開したことである。「平民的海民」という用語自体が、再検討を要しているのである。網野の強調した「百姓」を使用して、「平民的海民」の代わりに「百姓的海民」の語を採用することは可能だろう(「的」という語を多用することは、躊躇せざるを得ないが)。別の機会に述べたように、中世の対馬島民は「百姓」と称された(関二〇二二、二六頁)。本稿で引用した対馬番家(小宮家)文書にも「百姓やう」(百姓)の語が使用されている。本稿では、対馬島の海民が、百姓身分であったことを確認するに留めておきたい。

(三) 最後に、本稿の作業を通じて気づいた今後の研究課題について言及しておきたい。従来あまり注目されてこなかったが、朝鮮王朝から対馬島主宗氏への回賜品の中に、海産物が含まれている事例が散見する。二章で言及した『世宗実録』巻三四、八年十一月乙卯(二六日)条には、宗貞盛への回賜品の中に「青魚六百尾、大口魚四十尾」がみえる。

その他にも次のような事例がある。

太宗七年(一四〇七)、判礼賓寺事の李台貴が対馬島に派遣され、守護宗貞茂に回賜品を贈った。具体的には、「造米黄豆各一百五十石、松子百斤、乾柿六十束、焼酒十瓶、清酒三十瓶、天鵝一首、銀魚一缸」であり、貞茂の母に「紅段子絹各一匹」を贈っている(『太宗実録』巻一四、七年一〇月己亥(一九日)条)。貞盛あての回賜品の中に「銀魚一缸」がみえる。

世宗二六年(一四四四)、礼曹は、「対馬州太守宗貞盛」に対して、書契を送った。贈答品(この場合は、朝鮮国王世宗からの回賜品)を列挙した別幅には、貞盛に対して「大般若経一部、白細綿紬一十匹、白細苧布一十匹、黒細麻布一十匹、虎皮二領、豹皮二領、松子四石、蒜二石、焼酒三十瓶、桂四角、茶食四角、清蜜六斗、乾大口魚二百尾、乾鯉魚一百尾、乾鮒魚三百尾、白米一十石、白粘米二石、真末二石」を、その子の千代熊に対して「諸縁具靴子一部、海獺皮鞍籠一箇、藤鞭一箇、豁鼻白臉紅沙驢馬一匹」を贈った(『世宗実録』巻一〇五、二六年閏七月己亥(二二日)条)。貞盛への回賜品の中に、「乾大口魚」「乾鯉魚」「乾鮒魚」が見える。

こうした事例は、朝鮮産の海産物の流通を考察する上での手がかりになると思われるが、その詳細は今後の検討に待ちたい。

引用・参考文献

- 網野善彦 二〇〇八 『日本中世の非農業民と天皇』『網野善彦著作集』第七巻、岩波書店(初出は、岩波書店、一九八四年)
- 網野善彦 二〇〇七 『古代・中世の海民』『網野善彦著作集』第十巻、海民の社会、岩波書店(初出は、一九八七年)
- 荒木和憲 二〇〇七 『中世対馬宗氏領国と朝鮮』山川出版社
- 荒木和憲 二〇一〇 『中世対馬の塩業と流通』川岡勉・古賀信幸編 『日本中世の西国社会』② 西国における生産と流通』清文堂出版

- 荒木和憲 二〇一七『対馬宗氏の中世史』吉川弘文館
李 泰勲 二〇〇五『朝鮮三浦恒居倭の刷還に関する考察』『朝鮮学報』第一九五輯
李 泰勲 二〇〇六『朝鮮三浦恒居倭の法的地位—朝鮮・対馬の恒居倭に対する「検断権」行使を中心に—』『朝鮮学報』第二〇二輯
李 泰勲 二〇〇七『三浦恒居倭に対する朝鮮の対応—課税案と課税を中心として—』『年報朝鮮学』第一〇号
李 泰勲・長 節子 二〇〇六『朝鮮前期の浦所に関する考察』『九州産業大学国際文化学部紀要』第三四号
岩城卓二・小島道裕 一九九二『資料紹介 対馬番家（小宮家）文書』『国立歴史民俗博物館研究報告』第三九集
長 節子 一九八七『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館
長 節子 二〇〇二『中世 国境地域の倭と朝鮮』吉川弘文館
学習院大学東洋文化研究所編・刊行 一九五七『李朝実録別冊 世宗実録地理志』『角川日本地名大辞典』編纂委員会編 一九八七『角川日本地名大辞典43 長崎県』角川書店
上対馬町誌編纂委員会編 二〇〇四『上対馬町誌』上対馬町
韓国学文献研究所編 一九八三『韓国地理誌叢書 全国地理志』第一巻、亜細亜文化社（ソウル）
岸 俊男 一九六六『紀氏に関する一考察』同『日本古代政治史研究』塙書房
佐伯弘次 一九九八『中世対馬海民の動向』秋道智彌編著『海人の世界』同文館出版
佐伯弘次 二〇〇四『国内外流通の拠点としての対馬』『中世都市研究』第一〇号、港湾都市と対外交流
佐伯弘次 二〇〇八『対馬と海峡の中世史』山川出版社（日本史リブレット）
佐伯弘次・有川宜博 二〇〇二『大山小田文書』『九州史学』第一三三号
佐野静代 二〇一七『中近世の生業と里湖の環境史』吉川弘文館
白水 智 一九九二『西の海の武士団・松浦党—青方文書にみる相剋の様相—』網野善彦・大林太良・谷川健一・宮田登・森浩一編『海と列島文化4 東シナ海と西海文化』小学館
白水 智 二〇〇一『中世の漁業と漁業権—近世への展望を含めて—』神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家 研究編2』平凡社
白水 智 二〇一八『中近世山村の生業と社会』吉川弘文館
申 叔舟（田中健夫訳注）一九九一『海東諸国紀—朝鮮人の見た中世の日本と琉球—』岩波書店（岩波文庫）
新対馬島誌編纂委員会編・発行 一九六四『新対馬島誌』
関 周一 二〇〇二『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館
- 関 周一 二〇一二『対馬と倭寇—境界に生きる中世びと—』高志書院（高志書院選書）
関 周一 二〇一三『朝鮮人のみた中世日本』吉川弘文館（歴史文化ライブラリー）
関 周一 二〇一六『海域交流の担い手 倭人・倭寇』九州歴史科学』第四四号
宋 希璟（村井章介校注）一九八七『老松堂日本行録—朝鮮使節の見た中世日本—』岩波書店（岩波文庫）
高橋公明 一九八七『中世東アジア海域における海民と交流—済州島を中心として—』『名古屋大学文学部研究論集』史学三三三号
田中健夫 一九五九『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会
田中健夫 一九九七『倭寇と東アジア通交圏』同『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館（初出一九八七年）
田畑久夫 一九八七『対馬における伝統漁業の変貌』『歴史地理学紀要』第二九号（治水・利水の歴史地理）
朝鮮総督府中枢院調査課編 一九三七『校訂 世宗実録地理志』朝鮮総督府中枢院
朝鮮民主主義人民共和国科学院古典研究室発行 一九五九『新增東国輿地勝覽』全三巻（索引巻は一九六三年に発行。一九八六年、国書刊行会より全四巻が復刻された。）
中村栄孝 一九六五『三浦における倭人の争乱』同『日鮮関係史の研究』上巻、吉川弘文館
中村 均 一九九四『韓国巨文島につぼん村—海に浮かぶ共生の風景—』中央公論社（中公新書）
長崎県史編纂委員会編 一九六三『長崎県史』史料編 第一、吉川弘文館
日本学士院日本科学史刊行会編 一九五九『明治前日本漁業技術史』日本学術振興会（新訂版は、一九八二、臨川書店）
日本常民文化研究所編 一九五七『日本水産史』角川書店
橋本道範 二〇一五『日本中世の環境と村落』思文閣出版
春田直紀 二〇一八『日本中世生業史論』岩波書店
藤田明良 一九九八『東アジアにおける「海域」と国家—一四—一五世紀の朝鮮半島を中心に—』『歴史評論』第五七五号
平凡社地方資料センター編 二〇〇一『日本歴史地名大系43 長崎県の地名』平凡社
宮本常一 一九八三『宮本常一著作集28 対馬漁業史』未来社
村井章介 一九九三『中世倭人伝』岩波書店（岩波新書）
村井章介 一九九七『国境を超えて』校倉書房
村井章介 二〇〇六『境界をまたぐ人びと』山川出版社（日本史リブレット）
村井章介 二〇一三『日本中世境界史論』岩波書店
村木二郎 二〇一六『国家を超えた中世の日朝交流』『歴史博』第一九五号

早稲田大学水稲文化研究所編 二〇〇七『アジア地域文化学叢書9 海のクロスワード対馬―二一世紀COEプログラム研究集成―』雄山閣

(引用文献 付記)

本書で引用した『朝鮮王朝実録』(李朝実録)は、刊本では、学習院大学東洋文化研究所が、一九五三年から刊行を開始した『李朝実録』全五六冊と、韓国国史編纂委員会が、一九五五年から刊行を開始した『朝鮮王朝実録』全四九冊(索引一冊を含む)とがある。国史編纂委員会において全文が電子情報に加工され、原文・ハンゲル訳・影印が、インターネット(<http://silok.history.go.kr/main/main.jsp>)で公開され、検索が可能である。また『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成』(李朝実録之部)全一二巻が、国書刊行会(一九七六―二〇〇七年)から刊行され(一九七六―二〇〇七年)、宣祖二九年(一五九六)―二月までを収めている。

(宮崎大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一九年五月二四日受付、二〇一九年一〇月七日審査終了)

Fisheries of Tsushima's Maritime People in the Japan–Korea Seas During the Middle Ages

SEKI Shuichi

This paper analyzes Tsushima's maritime people who were actively engaged in fishing in the seas around Tsushima and the southern seas of the Korean peninsula (Gyeongsang and Jeolla Provinces) during the Middle Ages.

First, the fisheries in the seas around Tsushima were studied. Through the study analysis, it was revealed that net fishing technique was usually used in these seas, and a local feudal lord, such as that of the Ōyama Clan, was appointed as a net fisherman and facilitated net fishing management. Peculiarities between Tsushima's maritime people were also observed in their net fishing technique that was performed under the guidance of the local feudal lord. Moreover, traps were employed for fishing tackle technique.

In the Hayatome bay, women divers used the diving fishing technique; additionally, skilled male divers used the net fishing and “dolphin” fishing techniques throughout Tsushima. On studying the fishing techniques of groups that used net fishing and groups of women divers, it is revealed that they possessed different characteristics.

Second, the fisheries of Tsushima's maritime people in the seas of the Gyeongsang and Jeolla Provinces were studied. As operations within the regions of the Korean dynasty were recognized, Tsushima Island chiefs and Saemontarō Sōda frequently interacted with the Korean dynasty. Further, fishing grounds were demarcated for maritime people to performed fishing activities and included Fuzanho, Najiho, and Enpo areas of Gyeongsang Province. In Jeolla Province, a fishing ban was imposed on Gochodo Island (1441 CE) mutually by Sō Sadamori and the Korean dynasty, and the inland sea of Gochodo (Geomundo) was secured as a fishing ground. Thus, it can be deduced that different maritime people were engaged in net fishing and dive fishing techniques in Tsushima.

Key words: Tsushima, net fishing, women divers, fishing, Geomundo
